

工事等の金額入り設計書の閲覧について

建設工事に係る入札・契約手続の透明化と情報公開手続の簡素化のため、行政情報公開条例に基づく開示請求手続なしに、工事等の設計書をその場で閲覧し、コピーすることができる設計書閲覧コーナーを設置しています。

1 閲覧コーナーを設置している事務所

○県民局 (備前、備中、美作)

○地域事務所 (東備、井笠、高梁、新見、真庭、勝英)

○水島港湾事務所

○県庁総務学事課
(4階県政情報室)

発注した県民局・事務所に設計書を置きます。

財産活用課、道路建設課、都市計画課、住宅課、建築営繕課その他の本庁各課発注分の設計書を置きます。(上記5課以外の課の発注分については、置かないことがあります。)

2 実施の概要

(1) 対象工事等

随意契約分を除く、建設工事、維持管理業務委託及び建設コンサルタント業務委託

(2) 対象文書

工事等の設計書 (表紙、内訳書及び施工代価表)

(3) 閲覧期間

開始日: 契約締結後遅滞なく開始

終了日: 契約締結日の属する月の翌月から起算して6箇月目の月の末日

(4) 閲覧コーナーの利用方法等

閲覧を希望される方は、設計書等閲覧簿に必要事項を記入の上、自由に閲覧することができます。また備付けのコインコピー機により必要な箇所をセルフサービスでコピーすることができます。

閲覧コーナーの利用時間は、開庁日の9時から12時まで及び13時から16時30分までです。

3 その他

閲覧コーナーに置いている設計書については、岡山県行政情報公開条例に基づく開示請求を行うことはできません。なお、閲覧期間が過ぎて閲覧コーナーから撤去し、保存している設計書については、開示請求することができます。

この制度に関する問合せ先

岡山県総務部総務学事課 行政情報・不服審査班 (県庁4階)	(086) 226-7214
同 土木部技術管理課 管理情報班 (同6階)	(086) 226-7410

【設計書閲覧コーナー利用の流れ】

○発注工事の確認

発注機関、開札日、工事名、工事番号、契約の有無及び設計書を置く事務所等を事前に確認してください。

設計書を置く事務所

発注機関 閲覧	県民局	地域事務所	水島港湾事務所	財産活用課、道路建設課、都市計画課、住宅課、建築営繕課その他の本庁各課
閲覧場所	県民局	地域事務所	水島港湾事務所	県庁総務学事課 (県庁4階 県政情報室)

※入札情報サービスにより、工事については入札予定や契約結果が確認できません。また、業務委託については、入札予定が確認できます。

- 1 閲覧コーナーで受付（閲覧簿に必要事項を記入してください。）
↓
- 2 閲覧コーナー備付けの「入札案件一覧表」で必要な設計書を検索
↓
- 3 棚から設計書を取り出し（1度に1冊ずつとしてください。）
↓
- 4 閲覧机で閲覧、必要によりコピー

【県民局・地域事務所・水島港湾事務所】

コピーする場合は、予め小銭をご用意ください。紙幣は利用できず、両替はできません。コピーは1面10円で、両面コピーの場合は1枚20円です。

【県庁総務学事課】

コピー機で千円紙幣が利用できます。両替はできません。コピーは1面10円で、両面コピーの場合は1枚20円です。

- ↓
- 5 設計書を棚に戻す
↓
- 6 別の設計書を閲覧する場合は、3から5を繰り返し

【留意事項】

閲覧コーナーはお互い譲り合って御利用ください。また、コピー機の故障時や混雑時にはお待ちいただくことがあります。